

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、「派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)」を公開することが義務付けられました。(法23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

2026年

派遣労働者数	83 名
派遣先数	20 事業所
派遣料金の平均額	36,613 円/8時間
賃金の平均額	28,013 円/8時間
マージン率	23.5 %
教育訓練に関する事項	日本語研修、日本のビジネスマナー研修、機密保持研修、専門用語研修、CADソフト基本操作研修 他
教育訓練中の賃金の有無	有
その他福利厚生などの制度	寮社宅有、慶弔規定、帰国費補助制度、特別旅行共済制度、提案表彰制度 等